

公益財団法人えどがわ環境財団との協定書での所在地等変更を取り消すことを求める陳情  
(総務委員会付託)

受理番号 第75号

受理年月日 平成24年2月20日

付託年月日 平成24年2月23日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情要旨 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書(以下「協定書」という)第28条(所在地等変更に係る報告)には、「乙(財団法人江戸川区環境促進事業団、以下「事業団」という)は、団体の所在地及び理事長等に変更が生じる場合、速やかに甲(江戸川区長)に報告しなければならない。」と記載されています。

1 乙(事業団)は、区庁舎内より平成23年3月28日に江戸川区中央一丁目3番13号中里ビル内に移転しました。移転については、広報えどがわ平成23年3月20日号に明記されています。

一方、乙(事業団)は、甲(江戸川区長)に所在地の変更届を平成23年8月12日に提出しました。添付書面として東京法務局江戸川出張所の登記書面があります。平成23年4月26日に登記された経営企画部長氏名、都市開発部長氏名の登記内容から所在地の変更登記もできたのにしていませんでした。

ここで重点は、第28条文中に「変更が生じる場合、速やかに」とありますが変更が生じる場合とは事前ということであり、変更後に報告ではありません。本協定書の契約締結日は、平成23年4月1日とあり、広報えどがわに記事として移転日を「平成23年3月28日」としてあり、事後報告として受理しても、本協定締結日平成23年4月1日なら3日後であります。

又、重点の2として、「変更が生じる場合、速やかに」とある「速やかに」について、日数・期間を区の考えをハッキリと明示を求め、事後報告(平成23年8月12日に受理されたもの)は、本契約日は平成23年4月1日であり、実に4ヶ月(134日)後であります。この間、区は乙(事業団)に広報えどがわで移転を知らず第28条の所在地等の変更を求めていませんでした。(行政文書開示請求書にて、文書はないとの回答。文書を出していないので、文書がない。)

以上示した要点は事前報告と条文は意味しています。事後報告でも契約締結日なら3日の日数であるのに報告はありませんでした。又、さらに条文にある「速やかに」は、区の考えでは4ヶ月(134日)であろうはずがありません。この3点で、平成23年8月12日の所在地変更を取り消すことを求めます。

2 区が収受した事業団の主たる事務所の変更届書面には、業者登録情報の変更手続きを願い出たもの(別紙資料)です。区土木部計画課の起案伺い文によると「用地経理課契約係へ未登録業者の登録内容変更届を提出してよろしいですか」と記述されて決裁区分は課長とあります。区が収受した事務所の変更届は、用地経理課(裏面に続く)

契約系の業者登録のみで、本協定書の住所変更には当たらず、いまだ庁舎内にあるということです。本協定書の住所変更には、職務権限規程第9条で区長決裁・議会議決が必要であります。区では土木部計画課で協定書の住所変更が済んでいるとしているが、事務手続きの不完全であり、この主張は認められません。

以上のことから、公益財団法人えどがわ環境財団との協定書での所在地等変更を取り消すことを求め、陳情いたします。